

練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
(協議対象項目) 第9条 〔略〕 2 〔略〕 3 公共的建築物の建築等（新築を除く。以下この条において同じ。）をする場合においては、前2項の規定の適用は、つぎに掲げる部分に限るものとする。 (1) 〔略〕 (2) 道または公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この条において「利用居室等」という。）、共同住宅等の各住戸またはホテルもしくは旅館における車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子利用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの<u>1以上</u>の経路を構成する出入口、廊下（これに類するものを含む。以下「廊下等」という。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路 (3) 〔略〕 (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（前号の便所に設けられているものに限る。）までの<u>1以上</u>の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷	(協議対象項目) 第9条 〔略〕 2 〔略〕 3 公共的建築物の建築等（新築を除く。以下この条において同じ。）をする場合においては、前2項の規定の適用は、つぎに掲げる部分（<u>第2号、第4号または第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分</u>）に限るものとする。 (1) 〔略〕 (2) 道または公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この条において「利用居室等」という。）、共同住宅等の各住戸またはホテルもしくは旅館における車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子利用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路を構成する出入口、廊下（これに類するものを含む。以下「廊下等」という。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路 (3) 〔略〕 (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（前号の便所に設けられているものに限る。）までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通

地内の通路

(5) [略]

(6) 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）または一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

4 [略]

付 則 [略]

路

(5) [略]

(6) 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）または一般客室までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

4 [略]

付 則 [略]

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第3および第4号様式から第9号様式までの規定は、この規則の施行の日以後に着手する建築等に係る協議について適用し、同日前に着手した建築等に係る協議については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条各号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新規則別表第3の規定は適用しない。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお

使用することができる。

別表第3（第5条関係）

1 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	(1) つぎに掲げる場合には、それぞれつぎに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、そのすべて）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）とすること。 ア 建築物に、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路 イ 建築物またはその敷地に8の項(2)アに掲げる構造の車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けら

別表第3（第5条関係）

1 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	(1) つぎに掲げる場合には、それぞれつぎに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、そのすべて）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）とすること。 ア 建築物に、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路（当該利用居室等が11の項に掲げる観覧席または客席である場合にあっては、当該観覧席または当該客席の出入口と令和6年国土交通省告示第1073号に規定する車椅子使用者用部分との間の経路（以下「車椅子使用者用経路等」という。）を含む。） イ 建築物またはその敷地に8の項(2)アに掲げる構造の車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けら

	れていないときは、道等。 ウにおいて同じ。）から当 該車椅子使用者用便房まで の経路 ウ 建築物またはその敷地に 車椅子使用者用駐車施設を 設ける場合 当該車椅子使 用者用駐車施設から利用居 室等までの経路 エ [略] (2) [略]		れていないときは、道等。 ウにおいて同じ。）から当 該車椅子使用者用便房まで の経路（当該利用居室等が1 1の項に掲げる観覧席また は客席である場合にあって は、車椅子使用者用経路等 を含む。） ウ 建築物またはその敷地に 車椅子使用者用駐車施設を 設ける場合 当該車椅子使 用者用駐車施設から利用居 室等までの経路（当該利用 居室等が11の項に掲げる観 覧席または客席である場合 にあっては、車椅子使用者 用経路等を含む。） エ [略] (2) [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
8 便所	[新設]	8 便所	(1) 不特定もしくは多数の者が 利用し、または主として高齢 者、障害者等が利用する便所 は、令和6年国土交通省告示 第1074号第1に規定する配置 の基準に従い、これらの者が 利用する階（当該階において これらの者が利用する部分の 床面積、当該部分の利用方法 その他の事情を勘案して令和 6年国土交通省告示第1074号 第2に規定する階を除く。） の階数に相当する数以上設け ること。 (2) (1)の便所は、つぎに掲げる ものとする。
	(1) 不特定もしくは多数の者が 利用し、または主として高齢 者、障害者等が利用する便所 を設ける場合には、つぎに掲 げるものとする。		

	ア～オ [略] (2) (1)の便所のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものとする こと。 ア 便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。 (7)～(8) [略] イ～ク [略]		ア～オ [略] (3) (1)の便所のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものとする こと。 ア 便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上、<u>(1)の規定による便所を設ける階の床面積が1,000平方メートル未満の階を有する建築物は令和6年国土交通省告示第1074号第5第4号に規定する数以上）</u>設けること。 (7)～(8) [略] イ～ク [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
11 観覧席・客席	不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する観覧席または客席を設ける場合には、つぎに掲げる構造とすること。 ア 車椅子使用者のための観覧席または客席を出入口から容易に到達でき、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席または客席の全席数が<u>200席以下</u>の場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全席数が200席を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上	11 観覧席・客席	不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する観覧席または客席を設ける場合には、つぎに掲げる構造とすること。 ア 車椅子使用者のための観覧席または客席を出入口から容易に到達でき、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席または客席の全席数が<u>50席以下</u>の場合は2以上、<u>全席数が51席以上200席以下</u>の場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全席数が200席を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、こ

	設けること。 イ 車椅子使用者のための観覧席または客席は、1 席当たり、<u>間口は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上</u>とすること。 ウ～オ [略]		れを切り上げて得た数) に2を加えた数以上設けること。 イ 車椅子使用者のための観覧席または客席は、1 席当たり、<u>幅は90センチメートル以上、奥行きは135センチメートル以上および床面は平ら</u>とすること。 ウ～オ [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
13 駐車場	(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の、車椅子使用者用駐車施設を設けること。	13 駐車場	(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、つぎに掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。 ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合、当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得

			<u>た数)</u> <u>イ 当該駐車場に設ける駐車</u> <u>施設の数</u> が200を超える場 <u>合は、当該駐車施設の数に1</u> <u>00分の1を乗じて得た数</u> <u>(その数に1未満の端数が</u> <u>生じたときは、これを切り</u> <u>上げて得た数)に2を加え</u> <u>た数</u>
	(2)～(10) [略]		(2)～(10) [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
16 案内	(1) [略]	16 案内	(1) [略]
設備	(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるものとする。	設備	(2) 視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるものとする。
の経路	ア 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等をいう。以下同じ。）および点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。	の経路	ア 視覚障害者移動等円滑化経路等に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等をいう。以下同じ。）および点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
	イ [略]		イ [略]
[略]	[略]	[略]	[略]
2 建築物（共同住宅等）に関する整備基準		2 建築物（共同住宅等）に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1～7	[略]	1～7	[略]
8 便所	[新設]	8 便所	(1) 多数の者が利用する便所は、令和6年国土交通省告示第1074号第1に規定する配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法

	(1) <u>多数の者が利用する便所を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。</u> ア～オ [略] (2) (1)の便所のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものとする。 ア 便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。 (7)～(8) [略] イ～ウ [略]			<u>その他の事情を勘案して令和6年国土交通省告示第1074号第2に規定する階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。</u> (2) (1)の便所は、つぎに掲げるものとする。 ア～オ [略] (3) (1)の便所のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものとする。 ア 便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上（(1)の規定による便所を設ける階の床面積が1,000平方メートル未満の階を有する建築物は令和6年国土交通省告示第1074号第5第4号に規定する数以上）設けること。 (7)～(8) [略] イ～ウ [略]	
9～10	[略]		9～10	[略]	
11 駐車場	(1) <u>多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。</u>		11 駐車場	(1) <u>多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、つぎに掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号の規定により</u>	

			<u>車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。</u>
			<u>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合は、当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</u>
			<u>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数</u> が200を超える場合は、 <u>当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</u>
	(2)～(9)	[略]	(2)～(9) [略]
[略]	[略]		[略]
第4号様式	<u>別紙のとおり</u>		
第5号様式	<u>別紙のとおり</u>		
第6号様式	<u>別紙のとおり</u>		
第7号様式	<u>別紙のとおり</u>		
第8号様式	<u>別紙のとおり</u>		
第9号様式	<u>別紙のとおり</u>		

			<u>車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。</u>
			<u>ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合は、当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</u>
			<u>イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数</u> が200を超える場合は、 <u>当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</u>
	(2)～(9)	[略]	(2)～(9) [略]
[略]	[略]		[略]
第4号様式	<u>別紙のとおり</u>		
第5号様式	<u>別紙のとおり</u>		
第6号様式	<u>別紙のとおり</u>		
第7号様式	<u>別紙のとおり</u>		
第8号様式	<u>別紙のとおり</u>		
第9号様式	<u>別紙のとおり</u>		